

事務連絡
令和2年4月17日

各都道府県総務部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室

総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報流通高度化推進室

自治体行政のスマート化の実現のための取組に対する地方財政措置及び 参考資料について

新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入推進については、「新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入の推進について」（令和2年4月7日付け総行女第13号・総情流第30号。以下「4月7日付け通知」という。）を発出し、積極的に取り組んでいただくよう要請したところです。

当該通知において記載のとおり、本年度より、地方公共団体における職員向けテレワークの導入経費について特別交付税措置を講じ、地方公共団体のテレワーク導入を財政的に支援することとしております。当該措置の詳細について別添のとおり通知が発出されましたので情報提供いたします。

また、参考資料として当該措置に関するQ&Aを作成しましたので、併せて送付いたします。

テレワークを含む自治体行政のスマート化を推進することは、職員の多様な働き方の実現や、現下の新型コロナウイルス感染症対策はもとより、将来の感染症対策や自然災害等をはじめとする様々なリスクにも耐えられる社会構造を構築する業務継続性（BCP）確保の観点でも、極めて重要な取組となります。

テレワークを未導入の地方公共団体におかれましては、こうした措置も活用の上、テレワークの導入・活用を御検討ください。

なお、本年3月26日時点で調査した地方公共団体におけるテレワーク取組状況は別添のとおりです。未導入理由への対応策については、4月7日付け通知及び本事務連絡添付資料を参照いただき、積極的な検討をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室 安藤・山田
メール：koumuinka-chosa@soumu.go.jp
電話：03-5253-5546（直通）

情報流通行政局情報流通高度化推進室 諏訪・澤田・鈴木
メール：telework@ml.soumu.go.jp
電話：03-5253-5751（直通）